協会ニュース

19.4.1発行

一般社団法人
秋田県レンタカー協会

災害時に迅速な対応を 秋田県と協定を結ぶ

去る三月十二日、秋田県庁のプレゼンテーションルームにおいて、県とレンタカー協会とで「災害時等における輸送車両提供に関する協定」の締結式が行われました。

昨年十月に一般社団法人として登記し、法人としての地域貢献の一環として、県の関係部署と協議を重ね、総会で皆様のご信任をいただき、今回締結する運びとなりました。

これまでは、県単体で災害時の車両手配をする際に、レンタル事業者の選定や車両台数の確保に時間を要する恐れがありました。今回の協定を結ぶことにより、今後県内で自然災害等が発生し、大量の輸送車両の確保が必要となった場合には、レンタカー協会が窓口となって県の担当部署と提供車両の調整を行うようになります。

会員事業者の皆様には、協会から車両の出庫をお願いし、請求や支払いは協会が一括して行うことになりますので、手続きも簡便ですし、売り上げにも貢献できると考えております。

災害が発生しないのが一番ですが、万一の際は皆様のご協力をお願いいたします。

秋田空港のレンタカー用駐車場が大幅に拡張されます

昨年来進めてきた秋田空港のレンタカー用駐車場の造成工事について、参加事業者の合意を得て、雪解けを待って工事がスタートしました。

完成は、今年の六月末の予定です。参加四事業者の全額負担での工事です。

この拡張により、五百台程度の車両が駐車可能になり、ピーク時のオーバーフローが緩和されると期待しております。

工事期間中は、付近を通行される方にご迷惑をかけることと思いますが、よろしくお願いいたします。

消費者団体の指摘を受けて 標準貸渡約款が改正へ

この度、消費者ネット北海道より、全国レンタカー協会の「標準レンタカー貸渡約款」について一部不適切な記載があるとの指摘を受け、今年の六月一日付で「標準レンタカー貸渡約款」及び「建設作業者関係貸渡約款」を改正することになりました。

会員の皆様には二年続けての変更届け出ということでご迷惑をおかけいたします。

別添でご案内をいたしますが、必要数等の集約の際には、期日内でのご報告を、何卒よろしくお願いいたします。

同封の案内文に基づいて、
申込書に記入の上、ＦＡＸ
若しくはメールにてご報告を
お願いします。
締め切りはタイトで恐縮ですが
４月８日（月）
とさせて頂きます。

横断歩道を渡ろうとする歩行者がいるのに一時停止しないのはマナー違反ではなく**「法令違反」**です。

『歩行者ファースト』の徹底を！　私たちも、お客様も